

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年2月27日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎



専決第14号

訴えの提起について

標記の件につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年12月22日

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

1 相手方

[Redacted]

2 事件名 診療費請求事件

3 事件の内容

相手方は、市立八幡浜総合病院で診療を受け、再三にわたる督促及び催告にもかかわらず、診療費を支払わなかった。そこで、相手方に対し、診療費請求の訴えを提起するものである。

4 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し、未払診療費合計10,710円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みに至るまで、年5分の割合による金員の支払いを求めるもの。
- (2) 相手方に対し、訴訟費用の支払いを求めるもの。

5 管轄裁判所 八幡浜簡易裁判所

